

平成37年度(2025年)における介護保険料の推計について

第7期介護保険事業計画において推計した平成37年度の介護保険料(基準額)については、平成30年5月8日付の厚生労働省老健局による事務連絡に基づき、以下により変更する。

1 介護保険料基準額

新 推計基準額	旧 推計基準額
約 7,800 円	約 8,300 円

2 変更理由

平成37年度の介護保険料は、国が全国統一的に設定した保険料推計に要する第1号被保険者負担割合係数により算出されるが、将来推計人口の見直しに伴い、当係数が下方修正されたことによる。

3 今後の対応

区ホームページ掲載の「おおた高齢者施策推進プラン」に補足注記する。